

平成28年度決算 都市計画税の使途

都市計画税は、地方税法第702条第1項の規定により、都市計画事業（街路事業、公園整備事業等）や土地区画整理事業に要する経費に充てるための目的税として課税しています。

（単位：千円）

事 業 名	事 業 費	財 源 内 訳	
		一般財源	うち都市計画税
街路整備事業	22,227	22,127	978,161
連続立体交差事業	559,472	18,118	
公園整備事業	0	0	
下水道整備事業	1,434,803	1,310	
地方債償還	3,770,009	2,895,644	
合 計	5,786,511	2,937,199	978,161

※都市計画税は、各事業の一般財源の比率に応じて按分して充当しています。